

検証報告～2016年5月30日テレビ朝日「羽鳥慎一モーニングショー」

番組終盤の「ニュースもう一本」のコーナーで「共謀罪」（テロ等準備罪）が取り上げられましたが、事実的根拠の乏しい一方的な反対論に終始しました。

報道の概要

<VTR>

今朝の東京新聞に「人権・環境団体 対象認める」との記事があった。金田法務大臣は、環境や人権の保護を掲げる団体でも、実態が組織的犯罪集団と認められれば、構成員が処罰対象になる可能性があると認めた。しかし、組織的犯罪集団かどうかを判断するのはあくまで捜査機関であるという。政府などに批判的な団体が認定される可能性がより高まった。

<スタジオでの会話>

玉川徹氏（テレビ朝日報道局コメンテーター室解説委員）

『はい。環境や人権保護を掲げる団体でも、場合によっては対象になると。あの～本質は逆で、この法律はこういう団体は除外しますっていうことは何も無いんですよ。だからどんな団体が対象になるか対象にならないかは、それ全て捜査側が決めるっていう、そこが本質なんですよ。』

羽鳥慎一氏（司会者）

『では解釈によって、いくらでも拡大できるっていうことになってくるっていうことですね』

玉川氏『そうですね。だからその、こいつはそれこそ政権側にとって目障りだっていうふうなことで、例えば指示が下りていった場合に…今の政権じゃないですよ、将来の政権がそういうふうに指示を下ろしていった場合に、この法律は道具として使えるようにできているっていうところが問題なんですよ。』

羽鳥氏『うーん』

玉川氏『だからそういうふうな可能性の排除が全くできてないんですよ』

羽鳥氏『そうですね。では捜査機関が判断するために、まあ調べるわけじゃ無いですか。そうすると、ま監視社会じゃないですけど』

玉川氏『いや、なりますよ』

羽鳥氏『そうですよね、うん』

玉川氏『だからこの法律が本当にテロとかね、組織犯罪集団が対象なんだっていうんだったら、その定義を法律の中に盛り込めばいいんですよ。そうすればもうそれ以外のところは関係ないっていうことになるんですけど、やらないから。』

羽鳥氏『でもそこは非常にこう、これまでの審議を見ていると難しい、曖昧なところが多いですもんね』

玉川氏『だから野党も、そういうふうな方向で、これ通っちゃうんだから、数の力で。そういうふうな条件闘争をちゃんとやってほしいですね。』

羽鳥氏『そうなんです。じゃあ、果たして本当に一般人に捜査が及ぶ可能性はないんでしょうか。』

検証者所感

・環境保護や人権を看板に掲げる団体であっても、その団体がテロ等の重大な犯罪を計画し準備に着手すれば、人命や社会に重大な損害をもたらす恐れがある。そうした計画の実現を阻止することは、この度の組織犯罪処罰法改正案（以下「本法案」）の目的に即していると言えるだろう。また、ある対象が捜査対象か否かを判断するのが捜査機関であることは、他のあらゆる犯罪捜査と同様であろう。しかしながら、この法案では「組織的犯罪集団」に一定の定義（後述）を設けているので、「政府などに批判的な団体である」という理由だけで「組織的犯罪集団」と認定できるような法案にはなっていない。本法案の定義を満たす団体であると裁判で認められる見込みがなければ捜査は無駄となり、捜査機関の信用を貶めることが予想されるので、この定義から逸脱した対象をむやみに捜査対象とすることは考え難い。

したがって、金田法相の発言を根拠に「政府などに批判的な団体が認定される可能性がより高まった」と断定的に伝えることには事実的根拠が薄く、放送法第4条1項3号「報道は事実をまげないですること」に照らして適切とは言い難い。

・玉川氏は以下のコメントで、本法案において「組織的犯罪集団」の定義が全くできていないかのように述べている。

『だからこの法律が本当にテロとかね、組織犯罪集団が対象なんだっていうんだったら、その定義を法律の中に盛り込めばいいんですよ。そうすればもうそれ以外のところは関係ないっていうことになるんですけど、やらないから。』

しかし実際には「組織的犯罪集団」の定義は、以下の通り「盛り込まれて」いる。

『団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう』

また、本法でいう「団体」の定義（同法第二条）を合わせると、対象となる「組織的犯罪集団」は指揮命令系統と役割分担を持ち、犯罪を繰り返し行なっている組織ということになる。したがって、この定義に適合しない団体は、この法案の捜査対象とは「関係ない」と言える。玉川氏のコメントは、このような事実を全く踏まえておらず、本法案を読んだのかさえ疑わざるを得ない。

本法案に対し「もっと明確な定義をするべき」という要求は可能だとしても、例えば「環境保護や人権など正当な目的を掲げる団体は、政府等に批判的であってもこれを除く」などと記したなら、わが国で重大犯罪を目論む団体は皆、環境保護などを表看板に掲げ、本法案の対象を逃れるだろう。

今の定義が良くないというなら、どう定義し直せば良いのかを、玉川氏には具体的に語っていただきたい。

・羽鳥氏が最後に述べている「果たして本当に一般人に捜査が及ぶ可能性はないのでしょうか。」とのコメントは、国会審議でも繰り返された「一般人論争」を反映しているものと言えるが、そもそも刑法の大原則として、所定の構成要件を満たせば誰もが犯罪者となる。犯罪を行ったことがない人を「一般人」と言うのであれば、その人が今日犯罪を行えば、その人は今日から「一般人」ではないということになるだろう。

本法案で定義された「テロ等準備罪」で処罰されるためには3つの要件がある。①組織犯罪集団に属し、②犯罪を計画し、③実行準備を行う という要件である。昨日まで「一般人」であったとしても、これら3条件を今日満たせば処罰の対象たり得ることになる。

その意味では、政府側の「一般の方々には捜査対象にならない」との答弁も誤解の元であったと言えるが、報道の側も根拠を明示せず、「監視社会になりますよ」などと不安を煽るのではなく、正確な事実に基づいた指摘や議論を展開していただきたいものである。